



国空用第91号  
平成21年7月14日

社団法人 日本航空機操縦士協会  
会長 萩尾 裕康 殿

国土交通省航空局管制保安部  
運用課長 台木 一成



鳥衝突報告について（要請）

標記について、別添のとおり鳥衝突報告要領を制定し、平成21年8月1日から適用することとしたので、関係者の協力が得られるよう、貴会傘下の運航者等に対する周知方よろしくお願いします。

また、本要領の内容は、平成21年7月30日発行の航空情報サーキュラー（A1C）で周知する予定であることを申し添えます。